

森林の伐採には届出が必要です！

森林は、木材の生産や水源のかん養、災害の防止などの多面的機能を通じて、人々の暮らしを支えています。たとえ自分の山でも、森林を伐採するときには市町村への事前の届出が法律で義務づけられています。



対象となる森林

◆地域森林計画*の対象となる民有林

*森林法第5条の規定により県内4計画区（斐伊川・江の川下流・高津川・隠岐）ごとに県知事が立てる森林の整備・保全等の計画。

以下に森林経営計画が作成されていない森林の伐採の手続きについて説明します。保安林等これ以外の森林については裏面を参考に手続きを行ってください。

届出の内容

- ◆伐採する場所、面積、樹種
- ◆伐採の方法や期間
- ◆伐採後の造林方法など必要事項

(H 24年4月様式改定)

届出の時期

伐採を開始する 90日前から30日前



届出人

森林所有者や立木を買い受け て伐採をおこなう者

- ◆森林所有者自ら、または、請け負わせて伐採する場合→森林所有者が届出
- ◆伐採者が立木を購入し伐採する場合→伐採者と森林所有者連名による届出

必要書類

- ◆伐採及び伐採後の造林の届出書
- ◆伐採箇所の位置図など

罰則について

無届伐採や造林命令等に従わない場合は森林法の規定により100万円以下の罰金。

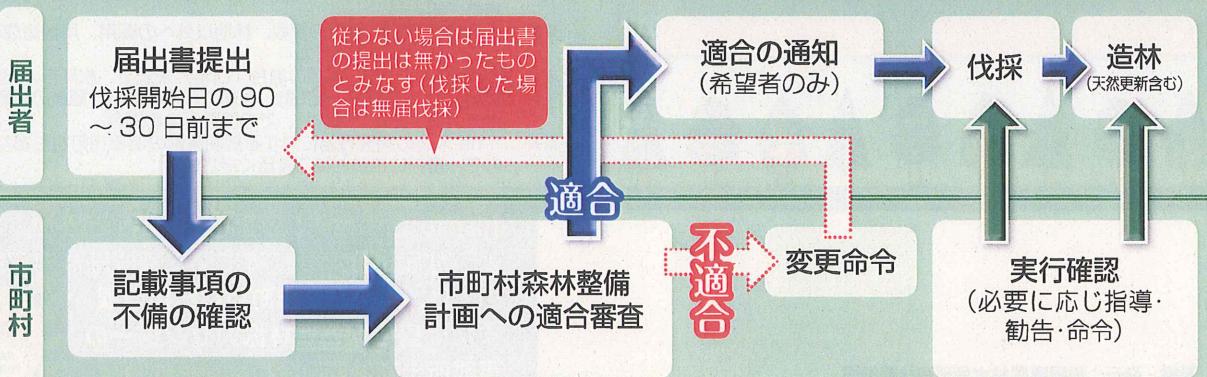
届出先

伐採をおこなう森林がある市町
村の林務担当窓口

天然更新をする場合の留意事項

- ◆天然更新が見込めない場合、植栽を行うなど確実な更新を確保する必要があります。
- ◆天然更新を計画する場合は、周辺に母樹があるかどうか、林地に目的とする稚幼樹があるかどうか確認のうえ計画してください。

届出プロセス



地域森林計画の対象となる民有林

